

【留学】から【帰国困難者のための「特定活動(6か月・週 28 時間以内のアルバイト可)】への在留資格変更申請

「留学」の在留資格で在留していて、新型コロナウイルスの影響により本国等への帰国が困難な場合、在留資格を「特定活動（6か月）・週 28 時間以内のアルバイト可」へ変更することができます。

必ず、帰国が困難であることを所属学部・研究科の学務係および指導教員に報告し、相談の上で在留資格変更を行ってください。

添付の「提出書類チェックリスト（出頭して申請する方）」をよく読み、チェック☑をして、必要な手続きを行ってください。この「提出書類チェックリスト」は出入国在留管理庁が作成したもので、在留資格変更申請を行うときに提出する必要があります。

「提出書類チェックリスト」の中で、説明が必要だと思われるものは、下記のとおり補足説明をします。この他にわからないことがある場合には、自分で東京出入国在留管理局新潟出張所へ問い合わせてください。

問い合わせ及び申請先

東京出入国在留管理局 新潟出張所

〒950-0001 新潟市浜松町3710 新潟空港ターミナルビル内

電話：025-275-4735

※窓口の受付時間は、新型コロナウイルスの影響により変更になっている可能性がありますので、ホームページで最新の情報を確認してください

(<http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/kikou/tokyo.html>)。

補足説明

「2. 提出する書類」について

□在留資格変更許可申請書

- ・法務省 HP「在留資格変更許可申請書」にある【「在留資格」日本での在留目的】の中から、「17 上記以外の在留資格・入国目的」の様式をダウンロードします。提出するのはそのうち、申請人等作成用 1~4 の 4 枚です。(<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2-1.html>)
- ・所属機関（学務係）が作成する書類はありません。すべて自分で記入します。
- ・顔写真は、提出日の3か月以内に撮影したものを使用します。

□帰国が困難であることについて、合理的理由があることを確認できるもの

- ・帰国便がキャンセルされてしまったことがわかるものや、日本からの入国を受け付けないことが書かれた、本国の公式なホームページを印刷したもの等を提出します。

□令和2年1月1日以降に教育機関を卒業・修了したことを示す証明書の写し

- ・卒業・修了証明書の写しを提出します。

ただし、交換留学生の場合は「在学期間証明書」によって、留学が終了していることを証明します。所属していた学部・研究科の学務係に発行を依頼してください。

□就労（アルバイト）を希望しますか。

- ・現在、資格外活動許可を受けていなくても、希望すれば申請することができます。
- ・現在「資格外活動許可」を持っている人も、申請と同時に無効になります。引き続き就労を希望する場合には、ここをチェックしてください。